

型はかつての「小規模作業所」が移行したものが多く、授産作業などを
行っている。

③ 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、主に夜間、共同生活を行う住居において相談、食事や入浴、その他日常生活上の援助を行うものである。精神障害者の孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されるサービスである。

④ 保護観察所

保護観察所は、地方裁判所の管轄区域ごとに置かれ、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、精神保健観察等にかかる施策等の事務を行う更生保護・医療観察の第一線の実践機関である。心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）における通院患者については、継続的な医療を確保することを目的に、社会復帰調整官による精神保健観察が実施される。社会復帰調整官は対象者一人ひとりに「処遇実施計画書」を作成し、実施計画の下で関係機関が相互に連携して本人の社会復帰に取り組んでいく。

ここでは、四つの実施機関を取り上げた。それぞれの機関の役割と利用者の状況に合わせ、リハビリテーションが展開されている。たとえば、保護観察所では処遇中の対象者家族に対して「家族教室」を開催したり、社会復帰調整官が直接で「ひとり SST」を活用することもある。必要な人に必要なリハビリテーションプログラムを届けることができるよう、精神保健福祉士として学び、技術を身につけることが求められる。

★医療観察法

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）は2003（平成15）年7月に成立し、2005（平成17）年7月から施行された。「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者に対する適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする」とされている。



精神障害リハビリテーションプログラムの内容と実施機関

◇引用文献

- 1) 更生保護ネットワーク 全国保護司連盟ホームページ「保護司の現況」 <https://www.kouseihogo-net.jp/hogoshi/condition.html>
- 2) 湘田重治郎他『心理教育を中心とした心理社会的援助プログラムガイドライン（暫定版）』p.7, 2004.
- 3) 中西正司『自立生活運動史——社会変革の歴史と戦術』現代書館, p.257, 2014.
- 4) 八木昇平・田辺英『精神病治療の開発思想史——ネオヒボクラティズムの系譜』星和書店, pp.203-207, 1999.
- 5) 野口裕二『物語としてのケア——ナラティヴ・アプローチの世界へ』医学書院, p.178, 2002.
- 6) 平成23年度 東京都地域の拠点機能支援事業 講演会「リカバリー中心のメンタルヘルスサービスへ——英国での経験から学ぶこと」社会福祉法人奥立ち会 奥立ち風, 2012. http://sudachikai.eco.to/katudou/PDF/2012.03Lecture_by-Julie_Repper.pdf
- 7) 石原孝二編『当事者研究の研究』医学書院, p.12, 2013.

◇参考文献

- ・西園昌久監『SSTの技法と理論——さらなる展開を求めて』金剛出版, 2009.
- ・R. P. リバーマン, 西園昌久総監, 池淵恵美監訳, SST普及協会訳『精神障害と回復——リバーマンのリハビリテーション・マニュアル』, 星和書店, 2011.
- ・前田ケイ『基本から学ぶSST——精神の病からの回復を支援する』, 星和書店, 2013.
- ・伊藤頼一郎監『心理教育の立ち上げ方・進め方ツールキットⅡ』地域精神保健福祉機構・コンボ, 2016.
- ・鈴木丈編著, 伊藤頼一郎『SSTと心理教育』中央法規出版, 1997.
- ・伊藤頼一郎監修『統合失調症を知る心理教育テキスト家族版 じょうずな対処・今日から明日へ【改訂新版】——病気・くすり・くらし』地域精神保健福祉機構（コンボ）, 2008.
- ・日本精神保健福祉士協会『医療・福祉・行政関係者が共有して活用できる長期入院精神障害者の地域移行推進ガイドライン』2017.
- ・Copeland Center FOR WELLNESS AND RECOVERY 'THE WAY WRAP WORKS! STRENGTHENING CORE VALUES & PRACTICES' 2014. <https://copelandcenter.com/sites/default/files/attachments/The%20Way%20WRAP%20Works%20with%20edits%20and%20citations.pdf>
- ・坂本明子編『WRAP'のリカバリーストーリー——それぞれの物語』地域精神保健福祉機構コンボ, 2019.
- ・日本精神保健福祉士協会, 日本精神保健福祉学会監『精神保健福祉用語辞典』中央法規出版, 2014.

・おすすめ

- ・池淵恵美『心の回復を支える 精神障害リハビリテーション』医学書院, 2019.

教育的リハビリテーション プログラム

学習のポイント

- ・特別支援教育の実施機関について理解を深める
- ・特別支援教育における各プログラムについて理解を深める
- ・障害のある学生への支援について学ぶ



精神障害リハビリテーションプログラムの内容と実践概要

1

教育的リハビリテーションについて

教育的リハビリテーションは、学齢前教育から大学などの高等教育、さらに社会人を対象とする社会教育や生涯教育を含む幅広い教育活動を指す。さらに、教育活動を通じて、障害のある人の能力の向上、潜在能力を開発し、自己実現を目指すものである。

1979(昭和54)年に国際連合教育科学文化機関(United Nations Education, Scientific and Cultural Organization: UNESCO)により開催された「特殊教育に関する専門家会議」では、特殊教育(現・特別支援教育)について、政策、計画、職員の訓練等を取り上げた。また、この会議は、障害児の教育権の保障、障害児の義務教育についての法制化、教育プログラムの策定などの必要性を示した。我が国では、2003(平成15)年に特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議によって示された「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」において、「特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである」とされた。

■ 実施機関

①特別支援学校

特別支援学校とは、心身に障害のある児童・生徒の通う学校のことであり、幼稚部、小学部、中学部、高等部がある。その教育については、学校教育法第72条によると、基本的に幼稚園、小学校、中学校、高等

学校に準じたものであるが、加えて障害のある児童・生徒の自立を促すために必要な教育を受けることができることとなっている。

学校教育法第74条では、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の要請に応じて、児童・生徒の教育に関して必要な助言や援助を行うように努めることとされている。つまり、通常学校への支援を実施するセンター的機能が努力義務として示されている。

② 障害児への支援サービス

障害児への支援は、児童福祉法において位置づけられ、障害児通所支援と障害児入所支援に分けられる。障害児通所支援においては、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援がある。

① 児童発達支援

厚生労働省児童発達支援ガイドラインによると、障害児支援の基本理念として、①障害のある子ども本人の最善の利益の保障、②地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮、③家族支援の重視、④障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割を掲げている。

児童発達支援を提供する機関として、児童発達支援センター、児童発達支援事業所がある。これらの機関は、主に未就学の障害のある子どもまたはその可能性のある子どもに対し、個々の障害の状態および発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援に努めなければならない。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等と連携を図りながら支援を行うとともに、専門的な知識・経験に基づき、保育所等の後方支援に努めなければならない。

② 放課後等デイサービス

本制度は、障害のある児童生徒を家庭にもつ保護者からの「放課後や休日・長期休業中における居場所を求める声」（社会保障審議会障害福祉部報告、2008）に応じる形で、2012(平成24)年に規定され始まった。

放課後等デイサービスの対象は、6～18歳までの小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の小学部から高等部、専修学校等の障害のある児童である。身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など

を有する児童、または発達の特性についての医師の診断書がある児童に限定される。子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解したうえで、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等も理解し、一人ひとりの状態に即した個別支援計画に沿って発達支援を行う。

③ 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、教育等の現場に入り込んで行うアウトリーチ型の児童発達支援であり、訪問先の保育所等からの依頼ではなく、保護者からの依頼に基づく事業である。保育所等訪問支援の対象となる子どもは、児童福祉法に定める障害児であり、①保育所等の施設に通い、②集団での生活や適応に専門的支援が必要な子どもである。

支援内容としては、保育所や幼稚園、認定こども園、学校、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設など集団生活を営む施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援を行うものである。

■ 特別支援教育プログラム

2012(平成24)年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が公表された。インクルーシブ教育システムとは、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに学ぶ仕組みのことである。同じ場で学ぶにあたっては、障害のある児童生徒の個別の教育ニーズに配慮した教育支援が不可欠である。同報告書の柱として以下が示された。

- ① 共生社会の形成に向けて
- ② 就学相談・就学先決定の在り方について
- ③ 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮およびその基礎となる環境整備

- ④ 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
- ⑤ 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

本報告において、共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムをつくることを最終目標とし、特別支援教育を推進していくという報告が示された。そして、そのシステムづくりの柱において関係機関との連携の重要性についても触れている。

① 障害のある児童・生徒

文部科学省の示す「特別支援教育の対象の概念(義務教育段階)」(図